

平成 25 年度関税改正に関する論点整理

平成 25 年 1 月 24 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

平成 25 年度関税改正に関する論点整理目次

一. 平成 25 年度関税改正の背景	
1. 関税率等を巡る国際状況	1
2. 税関行政を巡る状況	1
二. 平成 25 年度関税改正についての考え方	
(一) 関税率等の見直し	
1. 平成 25 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率の取扱い	
(1) 基本的な考え方	2
(2) 延長の必要性	2
(3) 基本税率化の適否	3
(4) 適用期限	3
2. 平成 25 年 3 月 31 日に適用期限の到来する特別緊急関税制度等の取扱い	
(1) 特別緊急関税制度等の適用期限の延長	4
(2) 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎	4
3. 特恵関税制度に係る事項	
(1) 国別・品目別特恵適用除外措置	4
(2) 特恵受益国・地域からの卒業	5
(二) 貿易の円滑化	
指定保税地域の指定対象の拡充	5
(三) 適正かつ公平な関税の徴収	
関税評価に係る規定の整備	6
(四) 納税環境の整備	
1. 延滞税等の見直し	8
2. 災害による期限の延長等の場合の更正の請求に対する更正等に関する期限の延長	8
三. 引き続き検討すべき事項	
1. 国際郵便物に関するセキュリティ対策の強化	9
2. EPA 税率の適用に関する原産地手続	9

一. 平成 25 年度関税改正の背景

1. 関税率等を巡る国際状況

我が国は、世界経済の構造変化を背景に、グローバル化への対応や持続可能な社会の実現等の課題に直面している。また、リーマン・ショック後の世界的な景気後退を背景として、世界貿易にも大きな影響が出ており、保護主義や世界経済縮小の懸念が高まっている。

我が国が、アジア太平洋地域を始めとするグローバルな成長力を取り込み、経済成長を維持・増進し、引き続き、世界経済に貢献していくためには、率先して、高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していく必要がある。

そこで、我が国は、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めるため、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP: Free Trade Area of the Asia-Pacific）の実現に向け、現在交渉等が行われている日豪や日加の二国間の経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）や日中韓 FTA（Free Trade Agreement）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership）といった広域経済連携の取組みを推進するとともに、環太平洋パートナーシップ（TPP: Trans-Pacific Partnership）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を進めることとしている。また、日 EU についても早期交渉開始を目指しているところである。

世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）については、産業界からのニーズの高い情報技術協定（ITA: Information Technology Agreement）拡大交渉の早期妥結等を目指しつつ、引き続き、ドーハ・ラウンド交渉妥結に向けて積極的に対応を進めているところである。また、APEC（Asia Pacific Economic Cooperation）については、環境に配慮したグリーン成長を促進する観点から、環境物品とサービスにおける貿易・投資の促進に取り組んでいるところである。

2. 税関行政を巡る状況

税関行政については、経済・社会のグローバル化・ボーダレス化を背景に、我が国を取り巻く、国際的な物流や人的交流が拡大・変化する中で、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」及び「適正かつ公平な関税等の徴収」を基本的な使命とし、セキュリティ確保と両立させながら、通関手続の簡素化・迅速化や輸入者の利便性向上に取り組む、我が国の貿易の円滑化や国際競争力の強化を図っていく必要がある。

「安全・安心な社会の実現」については、覚醒剤の密輸事犯の全体の摘発件数及び航空機旅客による摘発件数が過去最高を記録する中、密輸手口が悪質・巧妙化し、不正薬物の密輸リスクが高まっており、引き続き、水際の厳重な取締りが求められている。知的財産侵害物品については、輸入差止件数が5年連続で2万件を超え、中国来貨物の一極集中化の傾向が顕著の中、各税関に知財取締対策本部を設置し、税関内の連携を推進するなど、その取締りを強化している。また、出港前報告制度についても、その実施に向け、鋭意準備を進めているところである。

「貿易の円滑化」については、セキュリティ確保と両立させながら、我が国企業の国際競争力の強化を図っている。通関手続の改善及び電子化・ペーパーレス化の推進

に取り組み、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS: Nippon Automated Cargo and port Consolidated System）について、更新、関連システムの統合及び更なる開発を進める一方、アジアに切れ目のない市場を作り出し、その成長を取り込む観点から、アジア・カーゴ・ハイウェイ構想を推進しており、ベトナムへの NACCS 型システム導入プロジェクトを進めるなどの技術支援を通じ、アジア地域の貿易円滑化にも寄与している。また、各国の税関の手続きの簡素化・調和を進め、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を図るため、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）と積極的な協働を進めているところである。

「適正かつ公平な関税等の徴収」については、豚肉の差額関税制度の下、関税等を不正に免れる事案が後を絶たないことから、制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保するため、審査・検査の充実を図っている。近年、我が国の産業構造の変化に伴うグローバルなサプライチェーンの構築や輸入貨物の製造とサービスの融合が進展した結果、輸入貨物に係る取引形態の複雑化や貨物の輸入を取り巻く事情が多様化し、輸入貨物に係る関税の課税価格の計算が困難な事案が出てきており、関税評価に係る規定の整備を可能な限り早期に進める必要がある。

こうした中、今後とも、経済・社会のグローバル化・ボーダレス化の下、幅広いニーズを取り込んだ、税関行政の実施を進めていく必要がある。

二. 平成 25 年度関税改正についての考え方

(一) 関税率等の見直し

1. 平成 25 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率の取扱い

(1) 基本的な考え方

平成 25 年 3 月 31 日に、433 品目に設定されている暫定税率の適用期限が到来する。これらは、その必要性について見直しが行われつつ、近年は単年度ずつ延長が行われてきている。

基本税率が、長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定されている税率であるのに対して、暫定税率は、一定の政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性については、常に見直していくことが重要である。

(2) 延長の必要性

以下の点を踏まえ、基本的に暫定税率を引き続き維持する方向で対応することが適当であると考えられる。

イ. 国内の生産者と消費者等との利益調整に及ぼす影響

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な供給を求める消費者・需要者との間の利益調整を考慮して設定される面があり、この水準を変更しようとする場合には、その国内経済への影響を考慮する必要がある。

特に、暫定税率が基本税率等を引き下げる措置となっている現状を踏まえれば、仮にこれを廃止した場合には、関税率が上がり、消費者等の負担が増すこととな

る点に留意する必要がある。

ロ. WTO 交渉との関係

ウルグアイ・ラウンド合意を踏まえて暫定税率により枠内税率が設定されている関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の数量までその関税率での市場アクセス機会の提供を国際的に約束していることに留意する必要がある。

また、現在設定されている暫定税率に関連する多くの事項が WTO ドーハ・ラウンド交渉の対象となっているが、同交渉において新たな市場アクセスの枠組みに係る合意がまとまっておらず、今後の同交渉の行方を予断することなく注視していく必要がある。

ハ. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響

ウルグアイ・ラウンド合意に際して、関係国との協議の結果に基づき、協定税率から更に実行税率を引き下げるために暫定税率を設定している牛肉等の品目については、こうした関係国との協議の経緯を考慮する必要がある。これらの品目について、仮にその暫定税率を廃止しようとするれば、関係国との再協議が必要となる。

ニ. 国内政策上の必要性

国内政策上の要請に応じて暫定税率が設定されている品目については、その時々の政策上の必要性を考慮し、常に見直した上で暫定税率設定の是非を判断する必要がある。その際、内国税において同様の施策が採られている場合には、それとの関係にも留意する必要がある。

(3) 基本税率化の適否

暫定税率が長年にわたって設定され定着している場合には、これを基本税率化（暫定税率を廃止して、同水準の基本税率を設定）することも検討の余地があるが、その際、各々暫定税率として設定されてきた経緯等を考慮する必要がある。

例えば、関税割当制度については、無税又は低関税が適用される輸入数量を限定する国境措置であり、過去の関税率審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害を生じないように常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきものと位置付けられた。そのような経緯等を踏まえ、同制度を維持する品目について、その関税率（枠内税率等）を基本税率とすることは適当ではなく、これまで、暫定税率として設定されてきている。

平成 25 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率について、暫定税率として設定されてきた経緯等を踏まえると、基本的には、現時点で基本税率化することは適当ではないと考えられる。

(4) 適用期限

暫定税率の適用期限を延長する場合、その時々の政策上の必要性や直近の国際市

況に基づいて暫定税率の要否を判断するという趣旨から、適用期限の延長は1年とすることが適当と考えられる。

2. 平成 25 年 3 月 31 日に適用期限の到来する特別緊急関税制度等の取扱い

(1) 特別緊急関税制度等の適用期限の延長

ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量及び価格に基づく特別緊急関税制度並びに牛肉等に係る関税の緊急措置（以下「特別緊急関税制度等」という。）も、近年、単年度ずつ延長されてきており、平成 25 年 3 月 31 日にその適用期限が到来する。

特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された品目（関税割当品目及び国家貿易品目等）の輸入急増時等の安全弁として、関税化措置と一体として設けられたものである。また、牛肉等に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき、協定税率より低い水準まで実行税率を自主的に引き下げることとした際、これと一体として、牛肉等の輸入急増時の安全弁として設けられたものである。

このように、特別緊急関税制度等についても、関税率の設定と一体として設けられていることから、暫定税率と一体的に見直しを行う必要がある点を踏まえ、暫定税率と同様に、適用期限を1年延長することが適当と考えられる。

(2) 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎

牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎は、関係国との協議の結果、原則では前年度の輸入実績とされているが、平成 18 年度から平成 24 年度までの各年度においては、牛肉の輸入数量が米国での BSE 発生（平成 15 年 12 月に確認）前の水準には回復したとは言えない状況の下で、特例として、当該年度の前年度の輸入実績又は平成 14 年度と平成 15 年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方としてきたところである。

平成 25 年度においても、仮に発動基準数量の算出基礎を前年度の輸入実績のみとする考え方に戻せば、今後の輸入動向によっては、BSE 発生前の水準以下の輸入数量であっても緊急措置の発動が生じ得ることとなり、消費者等の負担が増すおそれがあることから、この特例を継続することが適当と考えられる。

3. 特恵関税制度に係る事項

(1) 国別・品目別特恵適用除外措置

特恵関税制度は、開発途上国を支援する観点から、開発途上国の産品に対して一般の税率より低い特恵税率を適用する制度であるが、開発途上国からの産品であっても国際競争力が高いものは国及び品目を指定して同制度を適用しないこととしている（国別・品目別特恵適用除外措置）。その基準は、一の特恵受益国（後発開発途上国（LDC）を除く。）の産品であって、過去3年間の平均輸入額が15億円超、かつ、同一物品の総輸入額の50%超であることとしている。

上記の基準に該当する以下の品目で、中国産のものについては、平成 25 年 4 月

から特惠税率が適用されず、一般の税率（協定税率）が適用されることとなる。

関税率表 の項番号 (HS4 桁)	主な品名	原産国	協定 税率	特惠 税率
54.03	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	中国	4%～ 6.6%	3.2%～ 5.28%
96.16	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	中国	3.9%	無税

(2) 特惠受益国・地域からの卒業

特惠関税制度において、世界銀行統計の「高所得国（1人当たり国民総所得が\$12,276以上（2010年（平成22年））」に3年連続して該当した国・地域については、特惠関税の適用対象から除外することとしている。

クロアチアについては、上記基準に該当したため、平成25年4月から特惠受益国から除外することとする。

(二) 貿易の円滑化

指定保税地域の指定対象の拡充

- (1) 指定保税地域とは、開港又は税関空港における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るという公益的見地から、国や地方公共団体又は港湾施設や空港施設の建設若しくは管理を行う法人であって政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）について、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定する保税地域である。
- (2) 平成23年、港湾法の一部が改正され、港湾運営会社制度が創設された。これは、一定の要件を備える株式会社について、国際戦略港湾では国土交通大臣が、国際拠点港湾では港湾管理者（地方公共団体）が港湾運営会社に指定し、港湾運営会社が、国や港湾管理者が所有・整備する施設等の貸付けを受け、自らが所有・整備する施設等と合わせ、一体的かつ一元的に運営することを認めるものであり、港湾運営会社は、現在指定保税地域の指定対象となっている法人と同様に、国又は地方公共団体の監督の下で事業を運営することとされている。
- (3) その港湾運営会社に貸し付けられた施設等については、国や地方公共団体が所有する施設等に該当するため、既に指定保税地域の対象になっているものの、港湾運営会社が自ら所有・整備する施設等については、これに該当しないことから、指定保税地域の対象にはならない。このため、現行制度によっては、港湾運営会社によるこれらの施設等の一体的な運営を行うという制度創設の目的を達成することは

困難と考えられる。

- (4) そこで港湾運営会社が運営する施設等を指定保税地域の対象に加えることは、税関手続の簡易かつ迅速な処理を図ることにより、外国貿易の円滑化や促進に資するという指定保税地域の設置の目的に合致しており、適当と考えられる。

そして、港湾運営会社が運営する施設等が全て指定保税地域に指定されることで、港湾運営の民営化や港湾運営会社による施設等の整備を推進し、我が国の港湾の国際競争力の強化に資するものと考えられる。

(三) 適正かつ公平な関税の徴収

関税評価に係る規定の整備

- (1) 関税における輸入貨物の課税価格を決定することを関税評価といい、我が国における関税評価は、関税定率法及び関税定率法施行令（以下「法令」という。）の規定に基づき実施されている。これらの規定は、GATT 関税評価協定が 1981 年（昭和 56 年）に発効するに当たり、同協定に準拠するよう 1980 年（昭和 55 年）に改正されたものの、現在に至るまでの約 32 年間、改正は行われていなかった。
- (2) 他方、近年、我が国の産業構造の変化に伴うグローバルなサプライチェーンの構築や輸入貨物の製造とサービスの融合が進展した結果、輸入貨物に係る取引形態の複雑化や貨物の輸入をめぐる事情の多様化が生じ、輸入者による課税価格の計算が困難になっている。また、WTO 関税評価協定（以下「評価協定」という。）に基づく関税評価は、税関における輸入貨物の課税価格の計算において、恣意的な、又は、架空の価格が用いられることを排除することを目的とするものであり、輸入貨物の課税価格の計算に際しては、当該輸入貨物の取引に係る書類やその他の客観的な資料に基づき行うものとされているが、輸入者から十分かつ正確な資料が提供されない場合や、真実性や正確性に疑義のある資料が提供される場合があり、税関長が適正かつ公平に課税価格の計算を行うことが困難な事案が出ている。
- (3) そこで、本年 6 月に関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に「関税評価のあり方に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。座長：小寺 彰 東京大学大学院総合文化研究科教授）が設置され、関税評価に係る法令の規定のあり方について議論を行い、本年 9 月 21 日、以下の座長とりまとめが行われた。

WG 座長とりまとめ（ポイント）

1. 輸入貨物に係る取引形態の複雑化を踏まえた関税定率法上の課税要件の明確化

租税法律主義に鑑み、輸入者の予測可能性を向上させ、納税申告における輸入者による適法な課税価格の計算を確保するためには、課税要件を可能な限り明確化する必要がある。

また、買手により無償で又は値引きをして提供される物品や役務に要する費用については、納税申告における課税価格への算入額の計算に誤りが見られ、また、

製造原価に基づく課税価格の決定方法の適用可能性について誤った解釈をする輸入者が見られる。そこで、

- ① 「輸入取引」、「買手」、「売手」、「買付手数料」及び「輸入取引の条件として、支払われるもの」の意義を法令に規定する
- ② 買手により無償で又は値引きをして提供される物品又は役務の費用の算定方法について、基礎となる事項を法令に規定する
- ③ 製造原価に基づく課税価格の決定に係る規定が適用できる輸入貨物並びに「製造原価」及び「利潤及び一般経費」の決定方法を法令において規定する

ことが適当と考えられる。

2. 十分かつ正確な資料が提供されない場合における関税評価の明確化

現行の関税評価に係る法令の規定は、輸入者から資料が提供され、かつ、資料が真実の契約関係・取引実態を示すものであることを前提とするが、十分かつ正確な資料が提供されない場合における関税評価について明らかでない。そこで、

- ① 「課税価格の決定の原則」の規定、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定」の規定又は「国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定」の規定（以下「課税価格の決定の原則等」という。）に基づき課税価格を計算する際、
 - イ. 各規定に定める要素（取引の形態、価格、費用、契約上の条件等）を示す資料が輸入者から提出されない
 - ロ. 輸入者から提出された資料が不十分であり、各規定に定める方法により課税価格を計算できない
 - ハ. 輸入者から提出された課税価格の計算のための資料の真実性や正確性について税関が有する合理的な疑義が解明されない場合は、当該規定は適用出来ない旨を法令で規定する。その際、
- ② 「特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定」の規定により計算される課税価格として、
 - イ. 輸入者により税関に提出された資料に基づき、課税価格の決定の原則等に規定する方法に準ずる方法により合理的に計算できる場合には、その計算により得られる価格
 - ロ. 上記イの価格が計算できない場合、輸入者により税関に提出された資料に基づき、税関長が合理的と認める方法により計算できるときは、その計算により得られる価格
 - ハ. 上記イ及びロの価格が計算できない場合、輸入者以外の者から入手できた価格表その他の資料に基づき、税関長が合理的と認める方法により計算される価格

とするとともに、評価協定で禁止された課税価格の計算方法を用いてはならない旨、法令で規定する

ことが適当と考えられる。

- (4) 以上の座長とりまとめを踏まえ、輸入貨物に係る取引形態の複雑化を踏まえた関税定率法上の課税要件の明確化及び十分かつ正確な資料が提供されない場合における関税評価の明確化を行うことが適当と考えられる。

(四) 納税環境の整備

1. 延滞税等の見直し

- (1) 関税を法定納期限までに完納しない等の場合には、納税義務者は、その未納等に係る関税額に対し、法定納期限等の翌日から納付する日までの日数に応じ、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過する日後は、14.6%）の割合の延滞税を納付しなければならないこととされている。また、税関長は、過誤納金がある場合、その金額に年7.3%の割合の還付加算金を加算し還付することとされている。これらの年7.3%の割合は、当分の間、特例基準割合（基準割引率に年4%を加算した割合）と年7.3%を比較し、その低い割合とすることとされている。
- (2) 延滞税については、平成24年度税制改正大綱に、「その延滞税のあり方について検討する」旨が記載され、また、「税制抜本改革法案の国会提出に伴う今後の対応について」（平成24年3月30日閣議決定）に、「延滞税の利率を含めた負担の見直しについては、税の確実な収納を勘案しつつ、低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮し、平成25年度税制改正時に成案を得る。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、内国税については、納付を促す効果に配慮しつつ、現下の低金利の状況等に鑑み、特例的に延滞税の利率を見直すとともに、これに伴い還付加算金の利率についても見直すことが検討されている。
- (3) このような中で、関税についても、現下の低金利の状況等を踏まえ、特例的に延滞税及び還付加算金の利率を見直すことが必要と考えられる。
- (4) そこで、関税の延滞税及び還付加算金について、内国税についての見直しの状況を踏まえ、現下の低金利の状況等に鑑み、特例的に利率の見直しを行うことが適当と考えられる。また、これに併せ、関税についての延滞税に係る規定を準用しているとん税及び特別とん税についても、同様の見直しを行うことが適当と考えられる。

2. 災害による期限の延長等の場合の更正の請求に対する更正等に関する期限の延長

- (1) 関税についての更正の請求に関する期限について、災害により期限が延長される等の場合、更正の請求に関する期限については延長されるが、更正に関する期限については延長されない状況が生じる。
- (2) 上記の状況から、被災者等からの更正の請求に対し、更正等ができない場合があり、これに対処するため、更正等に関する期限の延長について見直しを行う必要があると考えられる。
- (3) 内国税についても、同様の問題が生じる場合があることから、現在、更正等に関する期限の延長について見直しを行うことが検討されている。

- (4) 以上のことから、被災者等からの更正の請求に対し、更正等ができるよう、関税についての更正等に関する期限の延長について、内国税についての見直しの状況を踏まえつつ、見直しを行うことが適当と考えられる。

三. 引き続き検討すべき事項

1. 国際郵便物に関するセキュリティ対策の強化

- (1) 米国や EU を始めとする諸外国において、テロへの対応としてセキュリティ対策の強化に係る関心が高まっている。
- (2) これに関連して、本年 9 月から 10 月に開催された万国郵便連合の第 25 回万国郵便大会議において、国際郵便物へのセキュリティ対策の強化を図るため、国際郵便物（書状や郵便葉書又は一定の重量を下回るものを除く。）に係る情報の電子的な方法による事前提供に関する改正を含む万国郵便条約の改正案が採択され、その具体的な内容については、2013 年 4 月以降、万国郵便連合において各加盟国・郵便事業者の間で審議・決定されていくこととなったところである。
- (3) そこで、今後、関係者と連携を図り万国郵便連合における検討状況を確認した上で、電子的な方法による国際郵便物に係る情報の事前提供に向けた課題等について検討を開始する必要がある。併せて、事前提供される国際郵便物に係る情報を活用したリスク判定システムの構築を検討する必要がある。
- (4) また、国際郵便物に係る情報の事前提供の完全な実施までにはかなりの期間を要することが想定されることから、我が国におけるセキュリティ対策の強化の観点から、国際郵便物に係る情報の事前提供の実施を待つことなく、まずは通関に関連する業務全般について検証し、国際郵便物の適正かつ効率的な通関が可能となるよう情報の事前提供以外のあらゆる方策について総合的に検討した上で、可能なものから早期に実施する必要がある。

2. EPA 税率の適用に関する原産地手続

- (1) 我が国における最初の EPA である日シンガポール協定が発効してから今年で 10 年目となり、現在 13 本の EPA が発効している中、EPA 税率の適用に関する原産地手続についても、一定の定着が進んでいるところである。
- (2) 他方、発給当局の事情等により原産地証明書に不備がある事例も生じているところ、EPA 税率適用のための税関での原産地手続について、今後の EPA の交渉の推移や既存協定の規定も踏まえ、原産品であることについて引き続き的確に確保しつつ輸入者の利便性も向上するような方策について検討することが必要である。